

此段御沙汰有之候、若此以後建候而爲持候衆有之候は、途中ニ而御徒目付名前承候義も可有之候間、左様相心得可有之候右之趣向々江相達候、依之家中之輩、若心得違有之候而者如何ニ候、爲心得相達候、因云立傘を長柄と云、爪折は家格によりて用ゆ、柄は木にても竹にても黒塗にす、小骨も同じ、紙は白なり、袋は天鷺絨、羅紗等を用、打紐にて結ぶ、家格によりて袋に入ざるも有、

〔天保集成絲綸錄七十三〕寛政十二申年十一月

大目付江

御城内外召連候供廻り之儀、前々より度々相觸候通り、供廻り、風俗不宜、がさつ場廣等ニ無之様申付、○中略

一諸大名長柄傘之内衆、折々紛敷長柄傘爲持候面々も相見候、爪折之儀者、國持溜詰、御三家之庶流、越前家前々も爲持來候分者格別、縱前々も爲持來候共、四品以下ニ而者向後無用ニ候、尤折紛敷長柄傘者、猶更可爲無用候、○下略

〔幕朝故事談〕公方家

御長柄を上るは、御三家御三卿、皆御小姓衆なり、上を學ぶなり、外の大名は中間なり、德廟吉宗の御つむりに當しは兩度差扣へなり、三度目唯長柄を上る事を御免なり、是紀州にての事なり、天性長柄を上る事不器用と見ゆるとの御事にて御咎めもなく、唯御免被遊候となり、

〔甲子夜話四十一〕長柄傘ハ、諸氏トモニ手廻ノ者サスコト常ナリ、然ニ熊本侯大城御玄關ノ前ニテハ、諸士ノ供スル者サシカクル、

典藥頭ナル、今大路中務大輔ノ千二百石長柄傘ハ、朱ヌリナリ、

〔嬉遊笑覽容儀〕慶長の頃の風を、古畫ども見て考ふるに、○中女はよき人とみゆるが髮を深そぎして下げ、○中供の女は、頭にかぶり物なく、長柄の傘をかつぎ、又は色々の絹を續合たる袋を負